

新潟労働局からのお知らせ

<事業主の皆様へ>

(1) [産業雇用安定助成金](#)

新型コロナウイルスの影響により、一時的な事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が在籍型出向を活用し、労働者の雇用維持を図った場合に支給される助成金

(2) [トライアル雇用助成金](#)

新型コロナウイルスの影響により、離職された方がこれまでに経験のない職業に就くことを支援するため、離職者を一定期間試行的に雇用する事業主に対し支給される助成金

【助成金の相談先】

○新潟労働局助成金センター

TEL：025-278-7181

受付時間：8:30~17:15（土日・祝日を除く）

○助成金・支援金コールセンター

TEL：0120-60-3999

受付時間：9:00~21:00（土日・祝日含む）

(3) [外国人労働者問題啓発月間](#)

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、事業主等を始め広く外国人労働者問題について啓発活動を行っています。

(4) [育児・介護休業法が改正されました ~令和4年4月1日から段階的に施行~](#)

(改正ポイント)

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- 3 育児休業の分割取得
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和